

草津市公報

発行日 令和2年7月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 13 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市立市民総合交流センター条例(まちづくり協働課) 2
 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例(まちづくり協働課) 3
 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例(まちづくり協働課等) 4
 草津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例(総務課) 8
 草津市税条例等の一部を改正する条例(税務課) 8
 草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(税務課) 12
 草津市立男女共同参画センター条例(男女共同参画課) 13
 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (子ども・若者政策課) 13
 草津市立子育て支援拠点施設条例(子育て相談センター) 14
 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例(長寿いきがい課) 14
 愛する地球のために約束する草津市条例の一部を改正する条例(くさつエコスタイルプラザ) 16
 草津市都市公園条例の一部を改正する条例(公園緑地課) 17

◎ 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課) 17
 草津市税規則の一部を改正する規則(税務課) 18
 草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則の一部を改正する規則(幼児課) 19
 草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則(幼児課) 22

◎ 告 示

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(子ども・若者政策課) 26
 草津市猫の多頭飼育救済無料不妊手術チケット利用取扱要綱(生活安心課) 30
 草津市指定障害児相談支援事業者および草津市指定特定相談支援事業者の指定について
 (発達支援センター) 32
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の廃止について(生活支援課) 33
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定について(生活支援課) 33
 草津市飲食店応援チケット事業補助金交付要綱(商工観光労政課) 34
 令和2年度草津市一般会計補正予算等の要領について(総務課) 39
 草津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(農林水産課) 39
 地方自治法第243条、草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例による令和元年度予算の収入・
 支出状況、市債・市有財産の状況の公表について(財政課) 40
 公示送達について(納税課) 41

| | |
|---|----|
| 公示送達について（介護保険課） | 41 |
| ◎ 公 告 | |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 42 |
| 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） | 43 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 45 |
| 一般競争入札の施行について（総務課） | 46 |
| ◎ 教育委員会規則 | |
| 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則 （草津宿街道交流館） | 50 |
| ◎ 教育委員会告示 | |
| 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） | 50 |
| ◎ 農業委員会告示 | |
| 草津市農業委員会総会の招集について | 50 |
| ◎ 上下水道事業告示 | |
| 草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課） | 51 |
| 草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課） | 51 |

条 例

草津市立市民総合交流センター条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第21号

草津市立市民総合交流センター条例
(設置)

第1条 市民(団体、企業等を含む。以下同じ。)と行政が、互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくり活動を推進するとともに、第3条第1項各号に掲げる機能が相互に連携することにより、多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の連携および市民交流を促進するために、草津市立市民総合交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 交流センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立市民総合交流センター
位置 草津市大路二丁目1番35号

(施設の機能)

第3条 交流センターは、次に掲げる機能を有する施設の複合施設とする。

- (1) 交流の場を提供する機能
- (2) 人権・同和問題に関する教育、啓発および相談を行う機能
- (3) 少年相談、少年補導および少年の非行防止を行う機能
- (4) 男女共同参画を推進する機能
- (5) 子育て支援を行う拠点機能
- (6) 自転車自動車を駐車する機能

2 前項第2号から第6号までの機能を有する各施設の設置および管理に関しては、それぞれ別に条例で定めるところによる。

3 交流センターは、構成施設相互の連携を図ることにより、複合施設として有機的に運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、交流センター(前条第1項第2号から第6号までに掲げる機能を有する施設を除く。以下同じ。)の管理に関する次に掲げる業務を、地方

自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) 交流センターの施設、設備または備品の利用に関する業務
- (2) 交流センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 交流センターの利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 第6条から第8条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(開館時間等)

第5条 交流センターの開館時間および休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第6条 第3条第1項第1号の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用の許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、施設の管理上必要があるときは、使用の許可に条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設または付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 交流センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止

し、もしくは制限することができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他市長が使用を不相当であると認めるとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その使用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、損傷し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

(草津市立まちづくりセンター条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、これを廃止する。

- (1) 草津市立まちづくりセンター条例（平成14年草津市条例第20号）
- (2) 草津市立サンサンホール条例（平成4年草津市条例第11号）

(草津市立人権センター条例の一部改正)

4 草津市立人権センター条例（平成14年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「草津市大路二丁目11番51号」を「草津市大路二丁目1番35号」に改める。

(草津市立少年センター条例の一部改正)

5 草津市立少年センター条例（平成14年草津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「草津市大路二丁目11番51号」を「草津市大路二丁目1番35号」に改める。

(令和2年6月29日掲示済み)

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第22号

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例

(設置)

第1条 草津市立市民総合交流センターを利用する者その他市民の利便に資するために、草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 駐車場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

位置 草津市大路二丁目1番36号

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、駐車場の管理に関する次の業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、規則で定める。

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車駐車場については、自転車、バイク（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）および二輪自動車（バイクを除く二輪自動車をいう。以下同じ。）とし、自動車駐車場については、道路運送車両法第3条に定める普通自動車、小型自動車および軽自動車のうちバイクおよび二輪自動車以外のもの（以下「自動車」という。）とする。ただし、自動車の大きさについては、別に規則で定める範囲を超えないものとする。

（使用の制限、駐車の拒否）

第6条 市長または指定管理者（以下「市長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を制限し、または駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない車両を駐車しようとするとき。
- (2) 発火性、引火性または爆発性の物品を積載しているとき。
- (3) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) 駐車場施設およびその付属設備等をき損するおそれがあると認められるとき。
- (5) 係員の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

（禁止行為等）

第7条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場施設およびその付属設備等または他の車両を汚損またはき損すること。
- (3) 火気を使用し、騒音を発し、またはごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

（供用の休止）

第8条 市長等は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができる。

（違反措置等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を

取り消し、直ちに在庫させることができる。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
 - (2) この条例に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。
- 2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。
- 3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は賠償の責を負わない。

（損害賠償）

第10条 駐車場施設およびその付属設備等をき損し、または滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を免除することができる。

（事故等の免責）

第11条 天災、火災、盗難または駐車場内の事故等により、駐車場における使用者および第三者がこうむった損害に対しては、市はその責を負わない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の前日においてもすることができる。

（令和2年6月29日揭示済み）

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第23号

草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例

(草津市立まちづくりセンター条例の一部改正)

第1条 草津市立まちづくりセンター条例(平成14年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立地域まちづくりセンター条例の一部改正)

第2条 草津市立地域まちづくりセンター条例(平成28年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第1項第2号中「の不可抗力による理由のため使用ができなくなった」を「公益上必要が生じた」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立図書館設置条例の一部改正)

第3条 草津市立図書館設置条例(昭和58年草津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立草津アマカホール条例の一部改正)

第4条 草津市立草津アマカホール条例(平成3年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立草津クレアホール条例の一部改正)

第5条 草津市立草津クレアホール条例(平成26年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項」を「前2項」に、「責め」を「責」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立サンサンホール条例の一部改正)

第6条 草津市立サンサンホール条例(平成4年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立教育集会所設置条例の一部改正)

第7条 草津市立教育集会所設置条例(昭和47年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第1項第2号中「不可抗力による理由のため使用ができなくなった」を「公益上必要が生じた」に改め、同項第3号中「他」を「ほか」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立社会体育施設条例の一部改正)

第8条 草津市立社会体育施設条例(昭和56年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会は、」の右に「使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

第7条に次の1項を加える。

3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 草津市立健康広場の設置および管理に関する条例（昭和56年草津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（免責）

第6条 災害その他公益上必要が生じた場合において、健康広場の使用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正）

第10条 草津市立草津宿街道交流館条例（平成10年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（免責）

第6条 災害その他公益上必要が生じた場合において、街道交流館の利用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正）

第11条 草津市史跡草津宿本陣条例（平成7年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（免責）

第9条 災害その他公益上必要が生じた場合において、本陣の利用を制限し、または停止することにより、損害を生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市立隣保館条例の一部改正）

第12条 草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第1項第2号中「不可抗力による理由のため使用ができなくなつた」を「公益上必要が生じた」に改め、同項第3号中「他」を「ほか」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市立長寿の郷ロクハ荘条例の一部改正）

第13条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例（平成6年草津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

（草津市立なごみの郷条例の一部改正）

第14条 草津市立なごみの郷条例（平成12年草津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

（草津市立障害者福祉センター条例の一部改正）

第15条 草津市立障害者福祉センター条例（平成18年草津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

（草津市立さわやか保健センター条例の一部改正）

第16条 草津市立さわやか保健センター条例（平成3年草津市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

3 市は、前2項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

（草津市立クリーンセンター条例の一部改正）

第17条 草津市立クリーンセンター条例（平成29年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市営火葬場条例の一部改正)

第18条 草津市営火葬場条例(昭和55年草津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用許可」の右に「および使用許可の取消し等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

3 市は、前項の規定により使用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市まちなか交流施設設置条例の一部改正)

第19条 草津市まちなか交流施設設置条例(平成20年草津市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立市民交流プラザ条例の一部改正)

第20条 草津市立市民交流プラザ条例(平成14年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができる。

(草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正)

第21条 草津市立ロクハ公園駐車場条例(昭和63年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(事故等の免責)

第14条 天災、火災、盗難または駐車場内の事故等により、駐車場における使用者および第三者がこうむった損害に対しては、市はその責を負わない。

第12条第2項を削り、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(違反措置等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用を制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用を制限し、停止し、または直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は損害賠償の責を負わない。

(草津市駅前広場管理条例の一部改正)

第22条 草津市駅前広場管理条例(昭和44年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中「従わなかつたとき」の右に「、もしくは災害その他公益上必要が生じたとき」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市は、前項の規定により占用の許可の取消し等をした場合において、当該取消し等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

(草津市立自転車駐車場条例の一部改正)

第23条 草津市立自転車駐車場条例(昭和56年草津市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「等」を削り、同条中第2項を削る。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(違反措置等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

3 前2項の規定により当該使用者に損害が生ずるこ

とがあっても、市は賠償の責を負わない。

(草津市立草津駅前地下駐車場条例の一部改正)

第24条 草津市立草津駅前地下駐車場条例(平成7年草津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「違反措置」の右に「等」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「責め」を「責」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

(草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例の一部改正)

第25条 草津市立南草津駅自転車自動車駐車場条例(平成13年草津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「違反措置」の右に「等」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「責め」を「責」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、災害その他公益上必要が生じた場合は、使用者に対して駐車場の使用の許可を取り消し、直ちに在庫させることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済み)

草津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第24号

草津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例

第1条 草津市重要な公の施設に関する条例(昭和53年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第25号から第32号まで」を「第

23号から第30号まで」に改める。

別表中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第32号まで2号ずつ繰り上げる。

第2条 草津市重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23号から第30号まで」を「第26号から第33号まで」に改める。

別表中第30号を第33号とし、第23号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の3号を加える。

(23) 市民総合交流センター

(24) 男女共同参画センター

(25) 子育て支援拠点施設

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済み)

草津市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第25号

草津市税条例等の一部を改正する条例

(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を

削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「によつては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称およ

び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登録または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「または」を「もしくは」に、「によつて」を「により、または現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「掲げる製造たばこ」の右に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

付則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第2条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第7条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項の次に次の1項を加える。

25 固定資産税に係る法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第7条の2に次の1項を加える。

27 固定資産税に係る法附則第62条に規定する市町村

の条例で定める割合は、零とする。付則第12条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第14条の4の次に次の1条を加える。

(都市計画税に係る法附則第15条第47項の条例で定める割合)

第14条の5 都市計画税に係る法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

付則第21条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第21条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則第26条の次に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等)

第27条 第9条第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の8の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 草津市税条例の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「第321条の8第22

項および第23項の申告書に」を「第321条の8第34項および第35項の申告書に」に、「または第139条第1項」を「、第139条第1項または第145条第3項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改める。

第20条中「および第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項および第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第10項、第11項および第13項」を「第9項、第10項および第12項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項および第10項または第68条の91第4項および第10項」を「第66条の7第4項および第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項」を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第22項」を「同

条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項または第4項」を「または第2項」に改め、同条第3項中「第4項または第19項」を「または第31項」に改め、「（同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「第4項または第19項」を「または第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第2条の2第2項中「および第4項」を削る。

付則第7条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

（草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 草津市税条例等の一部を改正する条例（令和元年草津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち草津市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

付則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中草津市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに付則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中草津市税条例第24条第1項第2号、第34条の2および第36条の2第1項ただし書の改正規定ならびに同条例付則第2条の2、第2条の3第1項、第28条および第29条の改正規定ならびに第2条中草津市税条例付則第7条の2第27項の改正規定ならびに次条ならびに付則第3条第1項および第2項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中草津市税条例第94条第2項ただし書の改正規定および付則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定および草津市税条例第19条の改正規定中「または第139条第1項」を「第139条第1項または第145条第3項」に改める部分を除く。）および付則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中草津市税条例付則第21条第1項および第21条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の

翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の草津市税条例(以下「新条例」という。)付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2および第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)または旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である草津市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の草津市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に

規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税および4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであつた葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであつた葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(令和2年6月29日揭示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第26号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第5項および第6項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

付 則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済み）

草津市立男女共同参画センター条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第27号

草津市立男女共同参画センター条例
（設置）

第1条 男女共同参画社会を実現するために、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）第23条第2項の規定に基づき、草津市立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 男女共同参画センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立男女共同参画センター

位置 草津市大路二丁目1番35号

（事業）

第3条 男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な企画および調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための啓発事業に関すること。

(3) 女性のための総合的な相談に関すること。

(4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供に関すること。

(5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。

(6) 市民、事業者、各種の団体および教育に関わる人による男女共同参画の取組の支援および交流の促進に関すること。

(7) その他男女共同参画の推進のために必要なこと。

（開館時間等）

第4条 男女共同参画センターの開館時間および休館日は、規則で定める。

（損害賠償）

第5条 男女共同参画センターを利用する者は、その利用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、破損し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済み）

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第28号

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に

関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の右に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済み）

草津市立子育て支援拠点施設条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第29号

草津市立子育て支援拠点施設条例

（設置）

第1条 子育て支援を行うため、地域において親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談、助言、情報の発信等に関する事業を行うことにより、総合的な子育て支援を推進し、もって子育ての不安を軽減するとともに、子どもの健やかな育ちを促進するため、草津市立子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

（名称および位置）

第2条 拠点施設の名称および位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-----------------|----------------|
| 草津市立北部子育て支援拠点施設 | 草津市大路二丁目1番35号 |
| 草津市立南部子育て支援拠点施設 | 草津市野路一丁目13番36号 |

（事業）

第3条 拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和24年法律第164号）第6条の3第6項に規定する事業をいう。）に関する事。
- (2) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業をいう。）に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（開館時間等）

第4条 拠点施設の開館時間および休館日は、規則で定める。

（利用者の範囲）

第5条 拠点施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 小学校3年生までの子どもであって、市内に居住するものまたはその保護者が市内の事業所等に勤務するもの

(2) 前号に掲げる者の保護者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（損害賠償）

第6条 拠点施設を利用する者は、その利用に際し、施設、設備または備品等を故意または重大な過失により、汚損し、損傷し、または滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和2年6月29日揭示済み）

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第30号

草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

（目的）

第1条 この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにす

るとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者等で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人およびその家族を支援する機関をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織および関係機関(以下「各主体」という。)は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの

とする。

- 2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人およびその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織および関係機関と連携し、および協働して取り組むものとする。
- 3 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の特性に応じて適切な対応を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加および社会で活躍できる機会の創出に努めるものとする。
- 3 事業者は、市、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所づくり等の、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域組織は、市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識および

技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。

- 2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、認知症の人およびその家族に対する相談体制を整えるよう努めるものとする。
- 4 関係機関は、市、事業者および地域組織が実施する認知症施策および取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。

- 2 行動計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

- 3 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(啓発の推進および人材育成)

第10条 市は、市民、事業者および地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人およびその家族の思いを発信するものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人およびその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するものとする。
- 3 市は、教育機関と協力して、子どもおよび若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。
- 4 市は、関係機関と連携し、医療および介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

(認知症の予防等)

第11条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の予防に関する情報発信および啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、認知症の早期発見およびその後の適切な支援の実施に向けて、相談および連携の体制づくりに

取り組むものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

第12条 市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

- (1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制づくりへの支援
- (2) 認知症の人およびその家族が、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりへの支援
- (3) 認知症の人を含む誰もが社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

(認知症の人およびその家族への支援)

第13条 市は、認知症の人およびその家族が気軽に相談できる体制づくりや交流できる環境づくりに取り組むものとする。

- 2 市は、適時、認知症の容態に応じた適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携および協力の体制づくりに取り組むものとする。
- 3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。
- 4 市は、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(令和2年6月29日掲示済み)

愛する地球のために約束する草津市条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第31号

愛する地球のために約束する草津市条例の一部

を改正する条例

愛する地球のために約束する草津市条例（平成19年草津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第1項および第2項を次のように改める。

私たちが、日々の暮らしの中で、二酸化炭素などの温室効果ガスを増やしてきたことで、地球温暖化が進み、地球にさまざまな影響がでています。

夏は非常に暑い日が、冬は暖かい日が以前より多くなっています。このまま地球温暖化が進み、異常気象のおきる回数が増え続けると、私たちの暮らしや社会、地球上の生き物は、さらに大きな被害を受けることとなります。

前文のうち第7項中「地球温暖化防止の」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改め、第3項から第5項までを削る。

第1条中「地球温暖化を防ぐ」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応するための」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 気候の変動への適応 地球温暖化に伴う気候の変化によって起こる被害を少なくすることをいいます。

第3条第1項中「地球温暖化を防ぐ」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改め、同条第3項中「働きかけるとともに、地球温暖化を防ぐようにしなければなりません。」を「働きかけ、地球温暖化を防ぐとともに気候/きこう]の変動に適応する取り組みを行わなければなりません。」に改める。

第4条第1項中「地球温暖化を防ぐ」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改め、同条第2項第3号中「地球温暖化を防ぐ」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 気候の変動に適応するために取り組むこと。

第5条第1号中「地球温暖化を防ぐ」を「地球温暖化を防ぐとともに気候の変動に適応する」に改める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行します。

(令和2年6月29日揭示済み)

草津市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第32号

草津市都市公園条例の一部を改正する条例

草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第6条」を「第3条、第6条」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「この場合において、市は、当該処分に伴う損害賠償の責を負わないものとする。」を削り、同条第2項第3号中「基づく」の右に「災害その他」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市は、前2項の処分または必要な措置を命じた場合において、当該処分等に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済み)

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月16日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第59号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年草津市規則第1号）の一部を次のように改める。

付則第7項第2号中「、100分の5」を「、負傷もしくは死亡の原因である事故の発生の日または診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

付則第8項中「100分の5」を「災害発生の日にお

ける法定利率」に改める。

付則第14項第2号中「、100分の5」を「、災害発生の日における法定利率」に改める。

付則第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に、「同項に規定する経過年数」を「前項に規定する経過年数」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則付則第7項および第8項の規定による障害補償年金の支給停止ならびに同規則付則第14項および第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

(令和2年6月16日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第60号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則(平成3年草津市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「相続人代表者」の右に「および現所有者代表者」を加え、同条第1項中「法第9条の2第1項後段」の右に「および法第384条の3」を、「届出」の右に「および申告」を加える。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第4条第1項関係)

固定資産相続人代表者届出書兼現所有者代表者申告書

年 月 日

草津市長宛

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者を次のとおり指定しましたから届け出ます。
また、草津市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告いたします。

| | | | | |
|---------|--------|--|-------|-------|
| 固定資産の表示 | 氏名 | | 死亡年月日 | 年 月 日 |
| | 死亡時の住所 | | | |

| | | | | |
|---------|----------|-------|------|-------------|
| 現所有者代表者 | 氏名 | | 印 | 相続上の所有者との続柄 |
| | 個人番号(右詰) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | - - |

資産の所在などが分かる場合には、ご記入ください。

| 固定資産の表示 | 土地・家屋の別 | 項 在 | 東地番号 (家屋の場合) | 地積または床面積 | 摘要 |
|---------|---------|-----|-----------------|----------------|----|
| 土地・家屋 | | | | m ² | |
| 土地・家屋 | | | | m ² | |
| 土地・家屋 | | | | m ² | |
| 土地・家屋 | | | | m ² | |

※ 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

※ この届出・申告書は、相続による所有権移転登記等が完了するまでの間の固定資産税に關する手続のためのものです。

(裏面)

| | | | | |
|---------------|----------|-------|------|----------|
| 相続人・現所有者代表者以外 | 氏名 | | 印 | 被相続人との続柄 |
| | 個人番号(右詰) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | - - |
| 相続人・現所有者代表者以外 | 氏名 | | 印 | 被相続人との続柄 |
| | 個人番号(右詰) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | - - |
| 相続人・現所有者代表者以外 | 氏名 | | 印 | 被相続人との続柄 |
| | 個人番号(右詰) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | - - |
| 相続人・現所有者代表者以外 | 氏名 | | 印 | 被相続人との続柄 |
| | 個人番号(右詰) | | | |
| | 住所 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 電話番号 | - - |

※ 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。

届出者

住所

氏名(名称)

電話番号

※ 相続人代表者兼現所有者代表者が届出を行う場合は記載不要です。

付 則

この規則は、令和2年6月29日から施行する。

(令和2年6月29日揭示済み)

様式第8号(第5条第3項関係) 施設等利用給付認定変更申請書

草津市長 様

申請者 氏名 住所 電話番号

保護者 氏名 住所 電話番号

子どもの氏名 生年月日

認定番号 氏名 生年月日

変更の届出期間 年 月 日から 年 月 日まで

変更の届出理由

①保育の必要性の理由

②子どもの状況

③主な利用施設

様式第7号(第5条第2項関係)

施設等利用給付認定変更通知書

年 月 日

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項または第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

| | | |
|-----------|------|------|
| 認定番号 | 氏名 | 生年月日 |
| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
| 変更年月日 | 認定区分 | 有効期間 |
| 保育の必要性の事由 | | |

1. 年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、改めて施設等利用給付認定の申請をしてください。

2. 施設等利用給付認定の対象者に該当しなくなった場合や、申請内容に専断があった場合は、認定を取り消すことがあります。

3. この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消を求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第8号(第5条第3項関係) 施設等利用給付申請内容変更届

草津市長 様

申請者 氏名 住所 電話番号

保護者 氏名 住所 電話番号

子どもの氏名 生年月日

認定番号 氏名 生年月日

変更の届出期間 年 月 日から 年 月 日まで

変更の届出理由

①保育の必要性の理由

②子どもの状況

③主な利用施設

別記様式第10号を別記様式第11号とし、別記様式第9号を別記様式第10号とし、別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第6条関係)

施設等利用給付認定取消通知書

年 月 日

草津市長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり認定の取消を行いましたので通知します。

| | | |
|-------|------|------|
| 認定番号 | 氏名 | 生年月日 |
| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
| 取消年月日 | 取消理由 | |

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消を求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式の経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市子育てのための施設等利用給付認定に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和2年7月1日揭示済み)

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第62号

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則の一部を改正する規則

草津市子育てのための施設等利用給付の支給に関する規則(令和元年草津市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「施設等利用費請求書(償還払い用)私立幼稚園(新制度移行園除く。)
・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の施設等利用費」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)私立幼稚園(新制度移行園除く。)
・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の施設等利用費」に改め、同項第2号中「施設等利用費請求書(償還払い用)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費」に改め、同項第3号中「施設等利用費請求書(償還払い用)認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費」に改める。

第4条第1号中「施設等利用費請求書(法定代理受

領用)私立幼稚園(新制度移行園除く。)
・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)私立幼稚園(新制度移行園除く。)
・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」に改め、同条第2号中「施設等利用費請求書(法定代理受領用)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業実施施設が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業実施施設が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」に改め、同条第3号中「施設等利用費請求書(法定代理受領用)認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」を「施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合」に改める。

別記様式第1号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第1号(第3条第1項第1号関係) 年 月 日

草津市長 宛て
施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)
私立幼稚園(新制度移行園除く。)
・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の施設等利用費
【 年 月～ 年 月分請求用】
私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。
1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 実際に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を確認し、草津市が対象施設に確認すること。
4. 確保状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限り)
5. 支給額は、草津市が申請内容や交付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる内容があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に同意すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請書)
2. 認定子ども(認定子どもに申請して下さい)
3. 在籍する幼稚園等について記入
4. 申請している利用料(いずれかに印を記入し金額を記入) 月 額 円 日 額 円 日 時間 分
5. 請求対象期間における在籍状況
6. 別記様式第2号から第7号までを記入し、申請書と併せて提出して下さい。



<裏面も記入して下さい>

4. 償還払いの振込先について記入(※2)

継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み → 以下の口座情報の記入は不要です
新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更 → 以下の口座情報の記入が必要
変更

※2 区分が変更または変更の場合は、重複の申し込み、口座情報の重複による重複の振付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

| | | |
|---------|------|---|
| 金融機関名 | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| 銀行・信用金庫 | 支店 | 口座番号 |
| 農協・信用組合 | 出張所 | 口座名義(※必ず) |

【ゆうちょ銀行の場合】

| | | |
|--------|------|---|
| 金融機関名 | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 |
| | 番号 | 口座名義(※必ず) |

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛 年 月 日

保護者(申請者) _____

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

氏名 _____ 印

私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

氏名 _____ 印

委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。
 委任状は申請者にて記入してください。
 捺印がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

<次頁も記入して下さい>

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

| 利用年月日 | 今年度分の支払った入園料(※1) | 支払った入園料(※2) | 支払った入園料(※3) | 支払った入園料(※4) | 月額上限額(※5) | 請求額(※6) |
|-------|------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------|
| 年 4月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 5月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 6月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 7月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 8月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 9月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 10月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 11月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 12月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 1月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 2月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 年 3月 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 合計額 | | | | | | 円 |

- ※1 上記で記入した入園料や保育料について支払いを証明する書類は(自認書類の場合は、申請書(無償化計算となる保育料の欄に記入するもの)、有印認書類の写し、(有印認書類を提出した場合は)等)を添付してください。
- ※2 年中入園の場合、1年で行った年間の保育料を記入して下さい(10月入園の場合は)。
- ※3 利用料の請求は月単位を認める(国庫、市庫、県庫など)場合は、当該保育料を当該期間の月額で記入し、保育料の月額加算を併記して下さい。(印刷上の重複がある場合は印刷してください)
- ※4 月の途中で印刷された請求額は、月額上限額と月額との差額を計算し、その月の保育料請求額を記入して下さい。
 (例)月額上限額: 30,000円、印刷された請求額: 15,000円、当該月の保育料請求額は 15,000円

様式第2号(第3条第1項第2号関係)

年 月 日

草津市長 宛

施設等利用費支給申請書兼請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月 ~ 年 月 分請求用】

- 私(子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。
1. 申請者と認定子どもが、草津市内に居住していることを草津市が住民基本台帳等で確認すること。
 2. 施設に利用していることを草津市が対象施設に確認すること。
 3. 利用料の支払い(状況)を草津市が別途確認に確認すること。
 4. 課税状況を草津市が確認すること。(第3号認定に限る)
 5. 支給額は、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。
 6. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

1. 施設等利用給付認定保護者(申請者)

| | | | |
|------|-----------|------|-------|
| ふりがな | 認定子どもとの親類 | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏名 | 印 | 居住所 | 電話 |

※保護者の場合は、申請者名義人の印を、申請者と同一名義人が異なる場合は、書面委任状を記入いただく必要があります。

2. 認定子ども(認定子ども)に申請して下さい

施設等利用費の認定種別 第2号 第3号 認定番号

| | | | |
|---|-------|------|--|
| 生年月日 | 年 月 日 | ふりがな | |
| 請求対象期間における住所 | | 氏名 | |
| <input type="checkbox"/> 現住所のとおり | | | |
| <input type="checkbox"/> 転入した(転入日: 年 月 日) | | | |
| <input type="checkbox"/> 転出した(転出日: 年 月 日) | | | |

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

| | |
|---|-----|
| ふりがな | 所在地 |
| 施設名称 | 電話 |
| 請求対象期間における在籍状況 | |
| <input type="checkbox"/> 期間中在籍 | |
| <input type="checkbox"/> 途中入園した(入園日: 年 月 日) | |
| <input type="checkbox"/> 途中退園した(退園日: 年 月 日) | |

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

継続 : 以前の振込先と同じ口座に振り込み → 以下の口座情報の記入は不要です
新規 : 新規の申請または以前の振込先からの変更 → 以下の口座情報の記入が必要
変更

※2 区分が変更または変更の場合は、重複の申し込み、口座情報の重複による重複の振付が必要です。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

| | | |
|---------|------|---|
| 金融機関名 | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| 銀行・信用金庫 | 支店 | 口座番号 |
| 農協・信用組合 | 出張所 | 口座名義(※必ず) |

【ゆうちょ銀行の場合】

| | | |
|--------|------|---|
| 金融機関名 | 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 |
| ゆうちょ銀行 | 記号 | 番号 |
| | 番号 | 口座名義(※必ず) |

申請者と異なる名義人の口座を振込先に指定する場合は、申請者にて下記の委任状に記入してください。

委任状

草津市長 宛 年 月 日

保護者(申請者) _____

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

氏名 _____ 印

私の草津市の子育てのための施設等利用給付費の債権受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

代理人(償還払いの振込先の口座名義人の方)

住所 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

氏名 _____ 印

委任状とあわせて、申請者の本人確認書類(写し)と代理人(名義人)の本人確認書類を持参してください。
 委任状は申請者にて記入してください。
 捺印がある場合、申請者の印鑑を押印の上、訂正してください。

<次頁も記入して下さい>

様式第5号(第4条第1号関係)

特定子ども・子育て支援提供証明書

Application form for Special Children and Childcare Support Provision Certificate, including fields for applicant name, address, and facility type.

様式第5号(第4条第1号関係)

草津市長

施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)

私立幼稚園(新制定修行を除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【年 月 分】

私は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、草津市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

- 1. 実際の利用状況等について草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 草津市の要請・質問等に対応すること。
4. 支給にあたって、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行うこと。
5. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(申請者)

Form for Special Children and Childcare Support Provider (Applicant), including fields for name, address, and affiliation.

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

Form for Special Children and Childcare Support Facility/Business, including fields for name, address, and type.

3. 施設等利用費請求金額

Table for Facility Utilization Fee Request Amount, including fields for month/year and amount.

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5. 振込先(※1)

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

Table for remittance information for financial institutions other than Yucho Bank.

※1 申請書より宛先が異なる振込先を指定する場合は、本所指定の委任状を提出してください。

【ゆうちょ銀行の場合】

Table for remittance information for Yucho Bank.

様式第6号(第4条第2号関係)

草津市長

施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)

幼稚園、認定子ども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業実施施設が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【年 月 分】

私は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、草津市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

- 1. 実際の利用状況等について草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 草津市の要請・質問等に対応すること。
4. 支給にあたって、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行うこと。
5. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(申請者)

Form for Special Children and Childcare Support Provider (Applicant), including fields for name, address, and affiliation.

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

Form for Special Children and Childcare Support Facility/Business, including fields for name, address, and type.

3. 施設等利用費請求金額

Table for Facility Utilization Fee Request Amount, including fields for month/year and amount.

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5. 振込先(※1)

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

Table for remittance information for financial institutions other than Yucho Bank.

※1 申請書より宛先が異なる振込先を指定する場合は、本所指定の委任状を提出してください。

【ゆうちょ銀行の場合】

Table for remittance information for Yucho Bank.

様式第7号(第4条第3号関係)

草津市長

施設等利用費支給申請書兼請求書(法定代理受領用)

認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【年 月 分】

私は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、草津市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

- 1. 実際の利用状況等について草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を草津市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 草津市の要請・質問等に対応すること。
4. 支給にあたって、草津市が申請内容や添付書類を基に審査を行うこと。
5. 当該申請内容に虚偽や事実と異なる報告があった場合、支給を受けた施設等利用費の返還に応じること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者(申請者)

Form for Special Children and Childcare Support Provider (Applicant), including fields for name, address, and affiliation.

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

Form for Special Children and Childcare Support Facility/Business, including fields for name, address, and type.

3. 施設等利用費請求金額

Table for Facility Utilization Fee Request Amount, including fields for month/year and amount.

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5. 振込先(※1)

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

Table for remittance information for financial institutions other than Yucho Bank.

※1 申請書より宛先が異なる振込先を指定する場合は、本所指定の委任状を提出してください。

【ゆうちょ銀行の場合】

Table for remittance information for Yucho Bank.